

配偶者控除

I. 租税原則・分類・税の種類について（税制度）

①租税の基本原則

日本国憲法第30条では、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と納税の義務について規定している。同条は国民に納税の義務を課したものとして国家による徴税の根拠となっている。

《租税法律主義》

租税法律主義とは、租税は、民間の富を強制的に国家へ移転させるものなので、租税の賦課・徴収を行うには必ず法律の根拠を要する、とする原則。現代では、ほとんどの民主国家で租税法律主義が憲法原理とされており、大日本帝国憲法では第62条が、日本国憲法では第84条がこれを定めている。

《租税公平主義》

租税公平主義とは、租税は各人の担税力（租税負担能力）に応じて公平に配分されるべきであり、租税に関して全ての国民は平等に扱われるべきだという原則である。この原則は、日本国憲法第14条第1項が定める平等原則が、租税の分野に適用されたものである。

②税金の分類方法

税金には3通りの分類方法がある。

1. 「どこに納めるかによる分類」

国に納める税を「国税」、地方公共団体に納める税を「地方税」といい、地方税はさらに「都道府県税」と「市町村税」に分けられる。

2. 「納め方による分類」

税を納める人と負担する人が同じ税金を「直接税」といい、税を納める人と負担する人が異なるものを「間接税」という。たとえば、消費税は、消費者が負担し、事業者が納めるため、間接税に分類される。

3. 「何に対して課税するかによる分類」

所得税や法人税のように、個人や会社の所得に対して課税することを「所得課税」という。また消費税や酒税、たばこ税など物品の消費やサービスの提供などに対して課税することを「消費課税」、相続税や固定資産税など資産などに対して課税することを「資産課税等」という。

	国 税	地 方 税		国 税	地 方 税
所得課税	所得税 法人税 地方法人特別税 復興特別所得税 復興特別法人税	個人住民税 個人事業税 法人住民税 法人事業税 道府県民税利子割 道府県民税配当割 道府県民税株式等 譲渡所得割	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 自動車重量税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 軽油引取税 自動車取得税 ゴルフ場利用税 入湯税 自動車税 軽自動車税 鉱産税 狩猟税 鉱区税
資産課税等	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	不動産取得税 固定資産税 都市計画税 事業所税 特別土地保有税 法定外普通税 法定外目的税			

③主な税の種類

・消費税

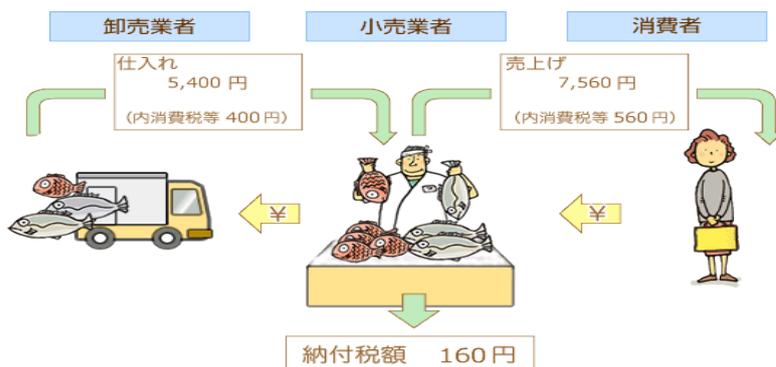
商品の販売やサービスの提供に対してかかる税金。

納税するのは製造業やサービス業などの事業者だが、負担するのは消費者等。

「消費税」は、消費一般に広く公平に負担を求める間接税で、最終的には商品を消費したり、サービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納税する。事業者は、消費者等から受け取った消費税等と、商品などの仕入れ（買い入れ）のときに支払った消費税等との差額を納税する。

消費税の税率は 6.3%、地方消費税の税率は 1.7%、これらを合わせて 8%の税率になります。

※ 消費税等とは、消費税（国税）と地方消費税（地方税）のことをいう



560 円 (消費者等から受け取った金額) - 400 円 (仕入れのときに払った金額) = 160 円
(事業者の納付税額)

・所得税

個人の所得 (収入から経費などを引いたもの) に対してかかる税金。

個人の所得にかかる税金のことを「所得税」といい、会社で給料をもらっている人や自分で商売をして利益を得ている人にかかる。

所得税は、1年間のすべての所得から様々な所得控除を差し引いた残りの所得 (課税所得) に税率をかけて計算する。

税率は、所得が多くなるほど段階的に高くなる累進税率となっており、支払い能力に応じて公平に税を負担するしくみになっている。

会社に勤めている人と自分で商売をしている人では、納税方法が異なる。

《会社に勤めている人》

→勤務先の会社が、あらかじめ本人の給料から所得税を差し引いて、本人に代わってまとめて納税することを**源泉徴収**という。

《自分で商売している人》

→1年間の所得と税額を自分で計算し、税務署に申告することを**確定申告**という

【所得とは】

「収入」

自営業者の場合は売上金額のこと。会社員の場合は、税金や社会保険料などを差し引く前の金額のこと。**総支給額 - 交通費。**

「所得」＝収入－必要経費（給与所得控除）

収入から必要経費を差し引いた額。会社員の場合は、必要経費の代わりに「給与所得控除」を差し引くことができる。

つまり、所得税には、必要経費部分には税金がかからない仕組みになっている。

国では給与収入の一定割合を見なし必要経費と考えて非課税としています。それが給与所得控除。

控除には、「給与所得控除」のほかにも、家族の人数に応じて差し引ける「基礎控除」「配偶者控除」「扶養控除」などがあります。

まず働く本人の分として、所得から基礎控除 38 万円を差し引ける。結婚していて妻（夫）を扶養している人は、さらに配偶者控除 38 万円（もしくは配偶者特別控除として 38 万円以下）を差し引くことができる。

子どもがいる場合、扶養控除が 16 歳～23 歳未満の子どもに対しては 25 万円も差し引くことができる。

※シングル女性の場合、親を扶養家族にすることがある。生計を同じにしている経済的に養っている、親の年収が一定条件以下である（親が 65 歳以上で公的年金を受給している場合、親の年金収入が 158 万円以下であること）などの条件を満たしていれば、同居していなくても扶養家族にできることがある。

ほかにも、健康保険料や厚生年金保険料などの社会保険料を支払った分については、全額社会保険料控除となるため、税金の対象から外される。さらに、自分で加入する民間の生命保険料についても、払った保険料の一部を生命保険料控除として差し引くことができる。

このように、総支払額から様々なものを差し引いたものが所得税の対象となる「所得」になる。

【累進課税】

例...課税所得金額が 500 万円の場合の所得税額

195 万円以下に当たる部分：5% = 195 万円 × 5% = 97,500 円

195 万円超～330 万円以下に当たる部分：(330 万円 - 195 万円) × 10% = 135,000 円

195 万円超～500 万円以下に当たる部分：(500 万円 - 330 万円) × 20% = 340,000 円

合計 572,500 円が所得税額になる。

累進課税により、金額の区分が上がると高い税率が適応になるとはいつても、課税所得金額全体にかかる税率が一気に上がる訳ではなく、超過部分に対して段階的に税率が高くなっていく。

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

・住民税（道府県民税・市町村民税）

住んでいる（会社がある）都道府県、市区町村に納める税金。

道府県民税も市町村民税も一括して市区町村に納める。

道府県民税と市町村民税は合わせて「住民税」と呼ばれており、住民がそれぞれ住んでいる（会社がある）都道府県や市区町村に納める税金。「住民税」は住民（や会社）が平等に負担する金額（均等割）と、前年の所得の額に応じて負担する金額（所得割）から成り立っている。

「住民税」も所得税と同じように、会社に勤めている人と、自分で商売をしている人で、納税方法が異なる。

・法人税

法人（会社）の所得に対してかかる税金。

決算期が終わったあとに確定申告をする。

株式会社など法人の所得にかかる税金のことを「法人税」という。会社は決算期ごとにその期間の所得をもとに税額を計算して申告・納税をする。

・酒税

日本酒、ビールなど、お酒にかかる税金。

製造者または輸入者が納税するが、負担するのは消費者。

日本酒やビール、ウイスキーなどのお酒にかかる税金のことを「酒税」という。アルコール分1度以上の飲料が対象になり、税額はお酒の種類やアルコール度数によって細かく決められている。製造者または輸入者が納税するが、価格に含まれているため、負担しているのは消費者。

例... ビール大瓶1本(633ml) ⇨ 約139円

・たばこ税・たばこ特別税

たばこにかかる税金。

製造者または輸入者が納税するが、負担するのは消費者。

紙巻たばこやパイプたばこなど、各種のたばこにかかる税金のことを「たばこ税・たばこ特別税」という。製造者または輸入者が納税するが、価格に含まれているため、負担しているのは消費者。たばこ税は国に納められる国税と、地方に納められる地方税に分けられる。

※地方税分は、道府県たばこ税と市町村たばこ税の合計

例... たばこ1箱(20本入り)410円 ⇨ 国税分122.44円

地方税分122.44円

↓

合計 約245円

・関税

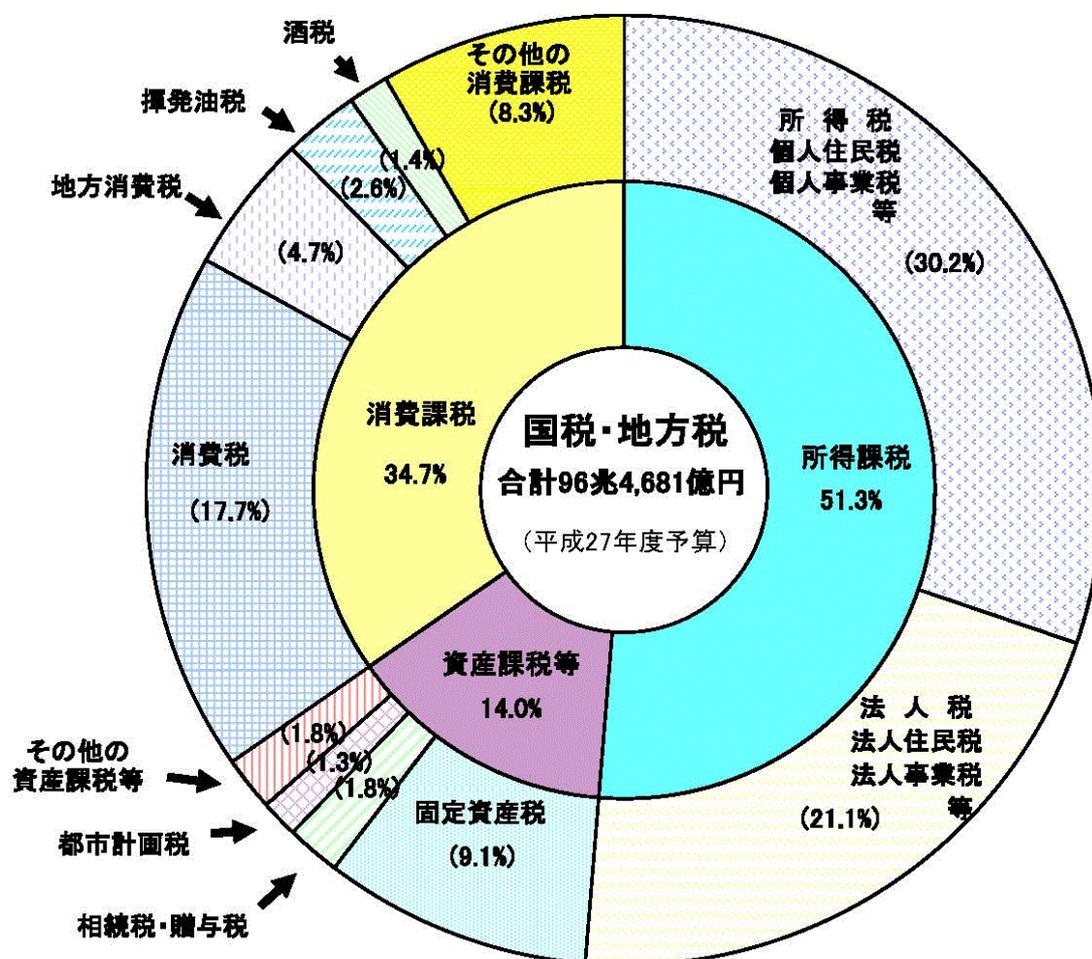
輸入品にかかる税金。

外国から日本に品物を輸入しようとする場合、その輸入品にかかる税金のことを「関税」といい、原則として貨物の輸入者が納める。

・揮発油税・自動車税・自動車重量税など

自動車に関連する税金には、揮発油税（ガソリンにかかる税金）や、自動車税（自動車を持っている人にかかる税金、自動車重量税（自動車の重さに応じてかかる税金）などがある。

○税の内訳



Ⅱ. 配偶者控除

①配偶者控除とは

所得税及び個人住民税において、納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられること。基礎的人的控除の 1 つにあたる。

・配偶者控除額… 所得税 38 万円、個人住民税 33 万円

*基礎的人的控除

本人や家族の状況等に基づき、一人あたりの控除額が定額で決められた所得控除のことをいう。主に基礎控除、扶養控除、配偶者控除。(資料参照)

*所得税法第 83 条

1. 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から 38 万円 (その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、48 万円) を控除する。

*控除対象配偶者に当てはまる人の要件 (その年の 12 月 31 日の現況)

- (1) 民法の規定による配偶者であること (内縁関係の人は該当しない)
- (2) 納税者と生計を一にしていること
- (3) 年間の合計所得金額が 38 万円以下であること
(給与所得のみの場合は給与収入が 103 万円以下)
- (4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと

【例】納税者 (夫)、配偶者 (妻) の収入 103 万円がパートタイムのみの場合妻がパートタイムで働いた場合の所得は、給与収入とみなされる。

→別途、給与所得控除 (103 万円の場合、65 万円控除) が適用される。

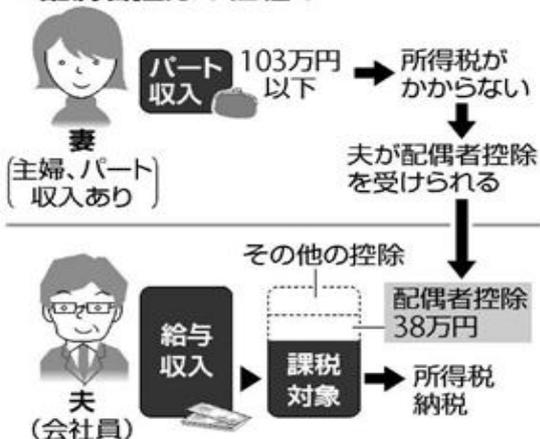
よって、合計所得金額は $103 \text{ 万円} - 65 \text{ 万円} = 38 \text{ 万円}$ となる。

つまり、パートタイムで働き年間の合計給与収入が 103 万円を超えてしまうと、控除対象配偶者に該当しなくなり、納税者 (夫) は配偶者控除の適用を受けることができない。 (103 万の壁問題)

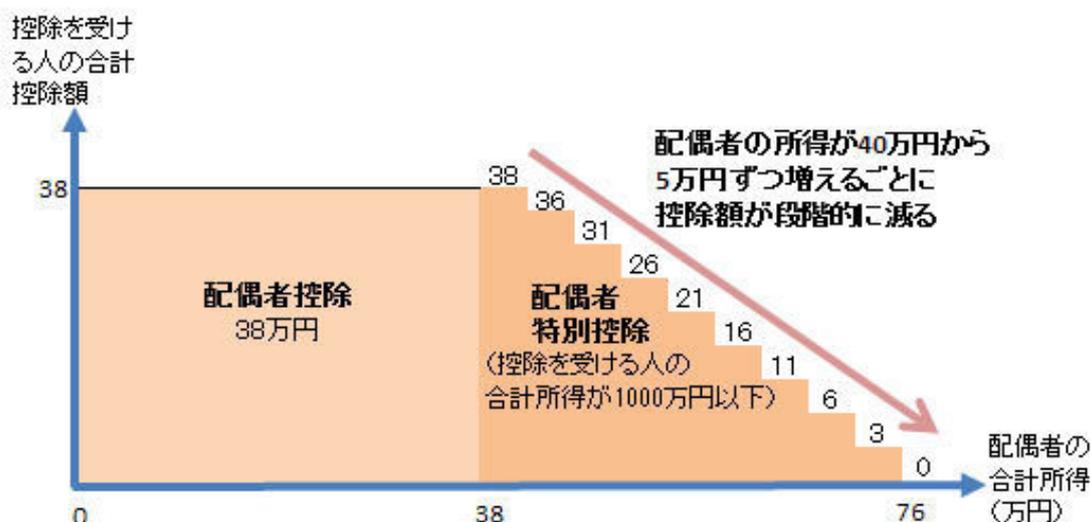
ちなみに、妻の所得金額の 38 万円に所得税がかかるのかという点においては、基礎控除 38 万円が適用されるので、所得税はかからない。

配偶者控除の仕組み

ただし、配偶者特別控除により、年間の合計給与収入が141万円まで控除対象となる。配偶者特別控除は、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合で年間の合計所得金額が38万円を超え76万円未満（年間の合計給与収入が103万円を超え141万未満）の場合、配偶者の所得金額に応じて段階的に控除が認められる。



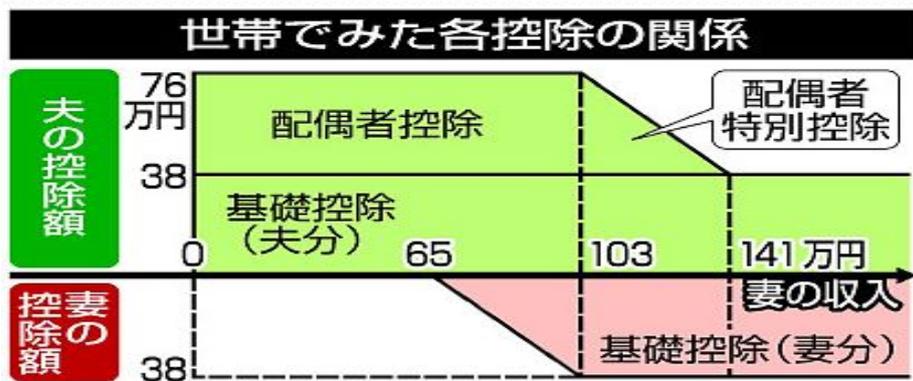
配偶者が所得税の控除を受けられる所得の範囲



配偶者控除・配偶者特別控除の段階

給料	所得 (給与所得控除後)	受けられる控除	控除額
103万円以下	38万円以下	配偶者控除	38万円
103万円～105万円未満	38万円～40万円未満	配偶者特別控除	38万円
105万円～110万円未満	40万円～45万円未満	配偶者特別控除	36万円
110万円～115万円未満	45万円～50万円未満	配偶者特別控除	31万円
115万円～120万円未満	50万円～55万円未満	配偶者特別控除	26万円
120万円～125万円未満	55万円～60万円未満	配偶者特別控除	21万円
125万円～130万円未満	60万円～65万円未満	配偶者特別控除	16万円
130万円～135万円未満	65万円～70万円未満	配偶者特別控除	11万円
135万円～140万円未満	70万円～75万円未満	配偶者特別控除	6万円
140万円～141万円未満	75万円～76万円未満	配偶者特別控除	3万円
141万円以上	76万円以上	なし	0円

配偶者控除・配偶者特別控除額(一般対象者)



- ・適用者数（平成 26 年度）は、配偶者控除が 1400 万人程度、配偶者特別控除が 100 万人程度である。
- ・控除による減収見込額は、それぞれ 6000 億円程度、300 億円程度となっている。

②配偶者控除の創設背景

- ・ 1961 年 配偶者控除 創設（以前の扶養控除から分離）
 - 【趣旨】・納税者の所得稼得への妻の貢献（いわゆる内助の功）を税制上評価するため。
 - ・個人事業所得者（自営業世帯）が家族従業員に支払う給与を必要経費とした「専業従事者控除」を創設する際に、サラリーマン世帯とのバランスを図るため。
- ・ 1987 年 配偶者特別控除 創設
 - 【趣旨】・パートで働く主婦の所得が一定を超えると、税引後手取額が減少してしまう逆転現象への対応のため。（段階的な控除額を設定）
- ・基礎的的人的控除の配偶者控除、配偶者特別控除はなぜ所得控除なのか？

所得に対する租税は、「担税力に即した課税」を行うことができるという優れた性質を有している。この担税力とは基本的には租税を負担する能力のことを指すものであり、憲法 25 条の生存権「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する水準が担税力の有無を判断する基準として有意である。このため、所得税の負担のあり方を考えるに当たっては、最低限度の生活を維持するために必要な部分を除いた残余に対して課されるべきであるということとなる。

この所得税の課税対象から最低生活費を除く方法として最も合理的かつ簡素であるのは、所得控除である。このように、所得控除は、最低生活費を課税対象から除くことによって、担税力無きところに課税せず、という所得税のあるべき姿を実現するための重要な手段であると考えられる。

⇒配偶者控除（基礎的人的控除）は、自立した所得のない配偶者の最低限度の生活を維持するため（憲法 25 条生存権の保障のため）に、生計を一とする納税者の所得の一部を控除していると考えられる。

③配偶者控除のメリット・デメリット、存続・廃止意見

【メリット・存続派】

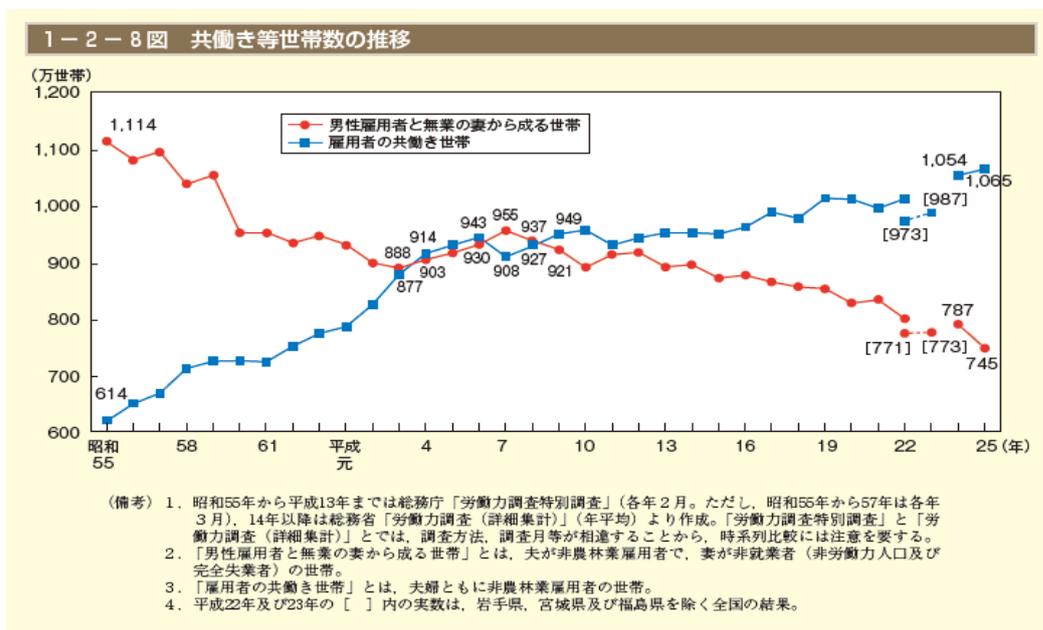
- ・専業主婦世帯にとって、家事などの無賃金労働の対価を税制面からサポート受けられることができる
- ・基礎的人的控除の 1 つの役割、自立した所得のない配偶者に、憲法 25 条の生存権の最低限度の生活を税制面から保障している（家庭のセーフティーネットになっている）
- ・子育て・介護などで忙しく時間的余裕がないため、働ける環境でない人にとって必要
- ・廃止することが増税につながり、生活が厳しくなる
（配偶者控除が廃止になると、年収 300 万円の家庭で 52400 円、年収 500 万円で 71000 円、年収 700 万円で 104500 円の増税見込）

【デメリット・廃止派】

- ・女性の就業調整を促す可能性がある（配偶者の収入が 103 万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっている、いわゆる 103 万円の壁）
- ・家計を支えるために共働きせざる負えない家庭は控除適用外である一方、夫婦のどちらかが働き家計を支えることができる家庭には控除が適用されるため所得再分配の面で公平でない
- ・主に専業主婦など一定以下の所得の人のみ配偶者控除が認められるため、働く女性にとっては不公平である

④参考

1. 共働き世帯が専業主婦世帯数を逆転(1997年)



2. 女性の就業調整

労働政策研究・研修機構 (JILPT)

の2012年の調査では、パートタイマーの34.5%が就業調整をしており、理由として42.4%の人が配偶者控除の適用を受けるためと答えました。(中略)

配偶者控除は約1400万人、配偶者特別控除は約100万人が適用を受けています。廃止や縮小に慎重な意見もあります。子育てなど制約がある女性が誰でも希望すれば働ける環境になっていない、との見方からです。

配偶者控除の恩恵を受ける専業主婦

世帯の経済状況は二極化しています。夫の収入だけで暮らせる裕福な層と、夫の収入が低いのに妻が何らかの事情で働けない貧困層です。JILPTの2011年の調査では、専業主婦世帯の12.4%が貧困層でした。

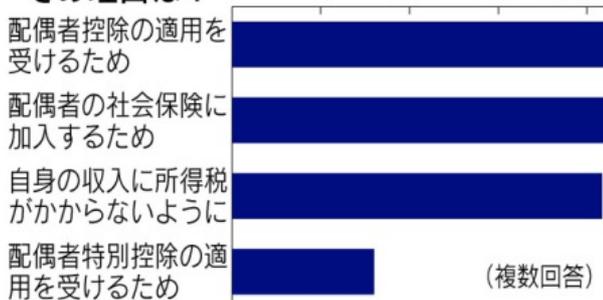
貧困層の半数以上が働けない理由に「子供の保育の手立てがないため」を挙げています。保育園など子育てインフラが不足し、働きたくても働けない現状で、配偶者控除を縮小・廃止の方向で見直すのは時期尚早との意見は根強くあります。

就業調整をしているか？

(短時間労働者5317人の回答)

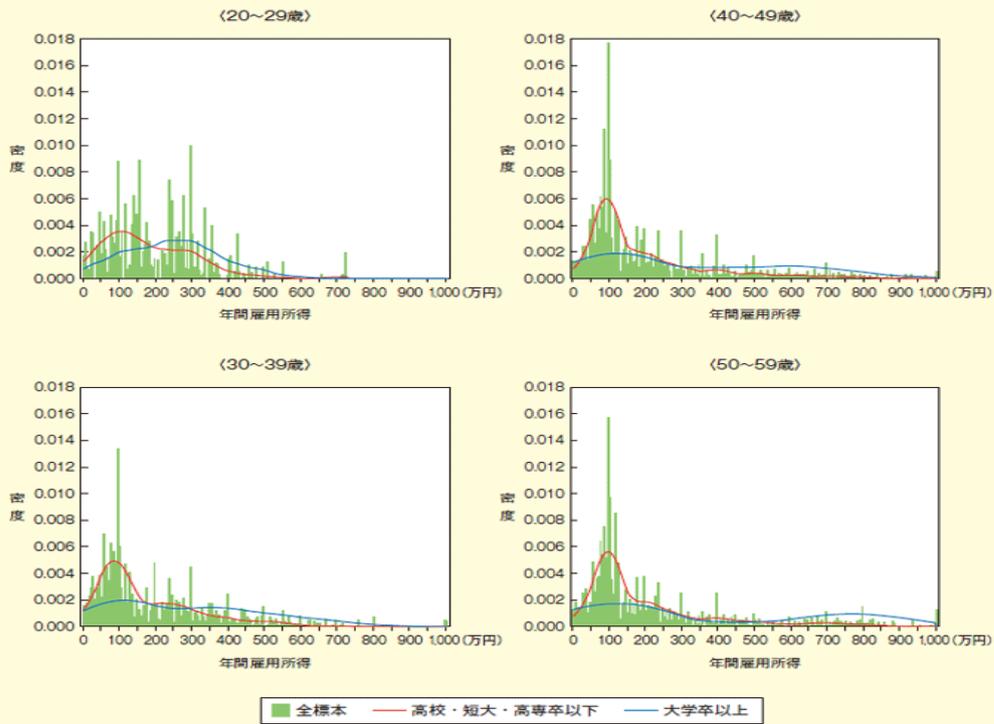


その理由は？



(注)労働政策研究・研修機構、2012年調べ

第1—特—43図 有配偶の女性の年間雇用所得の分布（平成22年）

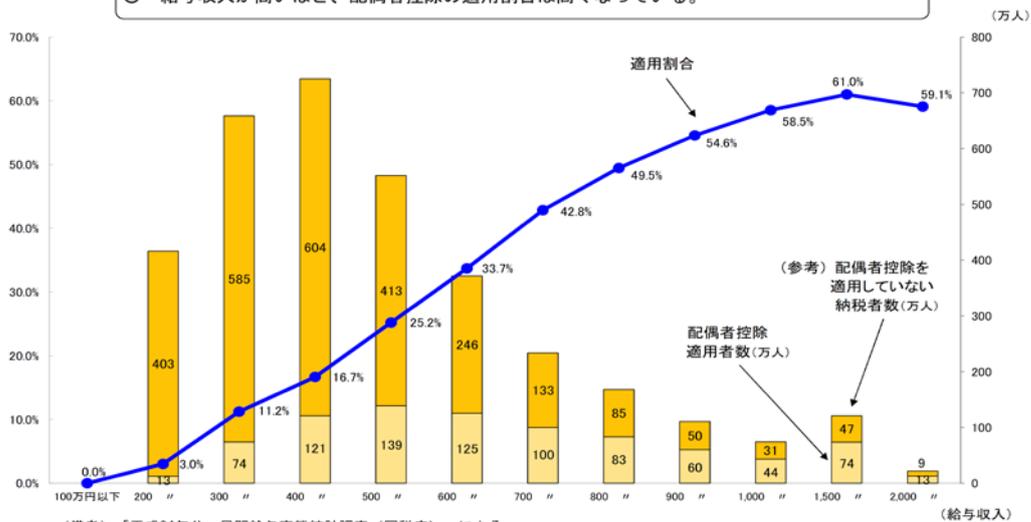


(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)を基に、内閣府男女共同参画局「男女共同参画関連政策の定量的分析に関する研究会」における特別集計により作成。
 2. 教育別のグラフは、Epanechnikov関数を用いたカーネル推定による。
 3. ヒストグラムの幅は5万円である。年間雇用所得1,000万円以上は合計して示している。

3. 給与収入階級別の配偶者控除適用者数及び適用割合（財務省資料から抜粋）

給与収入階級別の配偶者控除適用者数及び適用割合（納税者分）

○ 給与収入が高いほど、配偶者控除の適用割合は高くなっている。



(備考) 「平成24年分 民間給与実態統計調査(国税庁)」による。
 (注1) 配偶者控除適用者数は、「年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者」の配偶者控除の適用者数である。
 (注2) 適用割合は、「年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者」の総数に対する配偶者控除の適用者の割合である。
 (注3) 納税者分の数値であり、非納税者分を含まない。

4. 子育て中の女性、「配偶者控除の廃止に賛成」わずか13%

「女性の活躍」を掲げる政府が、見直しを検討している「配偶者控除制度」。会社員の夫と専業主婦の妻（もしくは会社員の妻と専業主夫の夫）がいる場合、配偶者の所得を年間103万円以下に抑えれば、もう片方の課税所得から38万円が差し引かれる仕組みだ。全国で1000万人以上の専業主婦世帯が恩恵を受けているが、女性の就労意欲を削いでいるとの批判も多い。

配偶者控除の廃止について、子育て中の家族はどのように受け止めているのか。子育て・育児支援のポータルサイト「こそだて」を運営する株式会社ブライト・ウェイが、30代女性を中心とした会員にアンケートを実施したところ、配偶者控除の廃止に「賛成」は13.8%と少数派だった。最多は「反対」で51.1%、「どちらでもいい（自分には関係ない）」が10.3%、「わからない」も22.7%いた。

調査は今年7月1日～8月31日、ブライト・ウェイが運営するサイト上で実施。518人（女性494人、男性24人）から回答があった。中心年齢は30代前半で、回答者の属性は、「出産を機に退職した専業主婦」が34.1%、「正社員（育休中含む）」が32.9%、「結婚してからずっと専業主婦」が16.1%、「パート・アルバイト」が9.1%などとなっている。

回答者の3人に1人は正社員のワーキングマザー（育休中含む）だが、配偶者控除の廃止に「賛成」したのは、全体の7人に1人とどまった。また、5人に1人が「わからない」と回答していることから、制度の廃止で、家計や働き方にどのような影響があるのか、不明瞭な部分も大きいようだ。

現在、過半数の女性は出産退職をしているが、いったん退職してキャリアが途切れると、正社員での職場復帰は難しい。仮に働き始めたとしても、短時間勤務やパート勤務などで収入が減ってしまうため、「配偶者控除の見直しで収入が減少するのは受け入れがたい」という女性も多いのだろう。ワーキングマザーを含め、多くの女性が納得の行くキャリアを積めるよう、社会全体で働き方の見直しが必要だ。

Ⅲ. 配偶者控除（外国制度） ※所得制度概観

イギリス

1799年に最初の所得税を導入

↓

1971年まで、夫婦を課税単位とし、**合算非分割課税**を実施

就労既婚女性の増加⇒専門的で、高所得を手にする職業へ女性が進出

↓

1971年以降、合算非分割課税との選択制で、妻の勤労所得を夫の所得から分離許可

↓

1990年から、完全な**個人単位課税**に移行

※合算非分割課税は、結婚へのペナルティが大きい制度であるが、これが近年まで維持されてきた背景には、イギリスの所得税制の特徴がある。それは、基本税率を適用する所得区分の幅がかなり広いために、累進税率で課税されるのは一部の高所得者に限られており、大多数の納税者にとっては、夫婦の所得を合算しても税負担の総額は変わらない。

フランス

夫婦共有財産制をとるフランスでは、1914年に一般所得税が導入されて以来**家族単位課税**が行われてきた。ただし、導入当初は、**合算非分割課税**であった。

「世帯課税」＝世帯全員の所得を合算して、それを家族の人数で割って税額を計算
⇒子どもが多い家庭の税金負担が激減

課税単位を「夫婦」よりももっと広い「家族」とする国もあります。

フランスでは、家族が増えるほど税金が安くなる構造

※個人所得税の場合

個人所得税は課税所得に応じ4段階に分かれる（一般税法典 CGI 第197条）

1 課税所得が9,690ユーロ以下は非課税

2 課税所得が9,690ユーロ超～2万6,764ユーロ以下は14%

3 同2万6,764ユーロ超～7万1,754ユーロ以下は30%

4 同7万1,754ユーロ超～15万1,956ユーロ以下は41%

5 同15万1,956ユーロを超える場合は45%

さらに、25万ユーロ以上の高額所得者に対し、特別課税が課される。

課税率

課税所得が 25 万～50 万ユーロ（夫婦の場合、50 万～100 万ユーロ）に対し 3%、同 50 万ユーロ（夫婦の場合、100 万ユーロ）を超える場合 4%。例えば、60 万ユーロの所得のある単身者の場合、通常の所得税が 60 万ユーロに対し 45%かかり、加えて特別課税が 25 万 1,000～50 万ユーロの部分に対し 3%、50 万 1,000～60 万ユーロの部分に対し 4%かかる。また、100 万ユーロを超える給与所得については雇用主の企業に対し 100 万ユーロを超えた部分に 50%課税。

アメリカ

- ① 「夫婦の所得を合計し、2 で割って税額を計算する方法」
- ② 「夫婦で別々に計算する方法」

上記の 2 つの制度を選択可能

夫婦単位課税

アメリカやドイツでは、夫婦単位での課税を選択することができる。

この夫婦単位課税のメリットは、夫婦ごとの公平性の向上

- 主要国の給与所得者を対象とした概算控除の水準は、わが国に比較して低く、また、定額制又は上限が設定されている。

(注1)イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。

(注2)ドイツ・フランス・アメリカでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている（上記の概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない）。

※課税単位の類型

類 型		考 え 方
個 人 単 位		<p>稼得者個人を課税単位とし、稼得者ごとに税率表を適用する。 (実施国:日本、イギリス。アメリカ、ドイツは選択制)</p>
夫 婦 単 位 又 は 世 帯 単 位	合算分割 課 税	<p>夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し均等分割(2分2乗)課税を行う。具体的な課税方式としては、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独身者と夫婦に対して同一の税率表を適用する単一税率表制度(実施国:ドイツ) ○ 異なる税率表を適用する複数税率表制度(実施国:アメリカ(夫婦共同申告について夫婦個別申告の所得のブラケットを2倍にしたブラケットの税率表を適用した実質的な2分2乗制度))
		<p>不均等分割法 (N分N乗課税)</p> <p>夫婦及び子供(家族)を課税単位とし、世帯員の所得を合算し、不均等分割(N分N乗)課税を行う。 (実施国:フランス(家族除数制度))</p>
	合算非分割課税	<p>夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し非分割課税を行う。</p>

(注)

- 1. イギリスは、1990年4月6日以降、合算非分割課税から個人単位の課税に移行した。
- 2. アメリカ、ドイツでは、夫婦単位と個人単位との選択制となっている。

論点

日本の配偶者控除制度は、高度経済成長期の「夫は仕事、妻は家庭」という家族モデルのもと、1961年に扶養控除から分離されて創設された。当時は、専業主婦世帯数が共働き世帯数よりも多く、配偶者控除の制度趣旨に適していたが、社会構造や家族構成の変化に伴い女性の社会進出が促され、1997年には共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回った。そして近年、女性の社会活躍推進も相まって、配偶者控除制度において廃止案が検討されている。しかし一方では、専業主婦の家庭での妻の貢献、パートタイム労働での妻の貢献など、多様なライフスタイルにおいて各家庭に応じて異なるニーズが存在するため、税制上廃止すべきでないという意見もある。

そこで、配偶者控除制度に対する存否を問いたい。

A. 存続すべきである

B. 廃止すべきである

IV. 参考資料

■ウェブサイト

- ・内閣府男女共同参画局
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h24/gaiyou/index.html
- ・財務省 HP <http://www.mof.go.jp/index.htm>
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/046.htm
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/056.htm
- ・国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/index.htm>
- ・All About マネー 配偶者控除って何？ <http://allabout.co.jp/gm/gc/181521>
- ・日本貿易機構（ジェトロ）HP http://www.jetro.go.jp/world/europe/fr/invest_04.html

■書籍

- ・『家族と税制』、人見康子・木村弘之亮、弘文堂、1998
- ・『図解所得税法「超」入門』、山田&パートナーズ・山口暁弘、税務経理協会、2014

■論文

- ・『所得控除の今日的意義 人的控除のあり方を中心として』、田中康夫、2014、国税庁 HP
<https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/48/tanaka/hajimeni.htm>
- ・『配偶者控除を考える』、伊田賢司、2014
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2014/pdf/20141104011.pdf
- ・『諸外国の課税単位と基礎的な人的控除 ―給付付き税額控除を視野に入れて―』、鎌倉治子、2009

■記事

- ・朝日新聞デジタル 配偶者控除廃止でまたまた増税?! 2014年4月7日
http://www.asahi.com/and_M/living/SDI2014041646681.html
- ・日本経済新聞 配偶者控除の見直しで働く女性は増える? 2014年7月5日
http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK01008_R00C14A7000000/
- ・EconomicNews 子育て中の女性、「配偶者控除の廃止に賛成」わずか13%
2014年9月24日 <http://economic.jp/?p=40531>